

(目的)

第1条 この規程は、学校法人名城大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の3の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、期末手当、退任慰労金、専務理事手当、常務理事手当、理事手当、住宅手当、通勤手当及びその他役員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。なお、この役員報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長、学長理事、常勤の理事（副学長、附属高等学校長及び専任の職員（以下「副学長等」という。）を除く。）及び常勤の監事
 - 一 報酬、退任慰労金
 - (2) 副学長等
 - 一 理事手当
 - (3) 非常勤の役員
 - 一 報酬、退任慰労金
- ② 理事長、学長理事、常勤の理事（副学長等を除く。）及び常勤の監事に対し、期末手当を支給することができる。
- ③ 専務理事に対し、専務理事手当を支給することができる。
- ④ 常務理事に対し、常務理事手当を支給することができる。
- ⑤ 専務理事又は常務理事に副学長等が選任され、専務理事手当又は常務理事手当が支給される場合は、理事手当と併給する。
- ⑥ 常勤の理事（副学長等を除く。）及び常勤の監事に対し、住宅手当を支給することができる。
- ⑦ 交通機関を利用して通勤する常勤の役員（副学長等を除く。）に対し、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 報酬 別表に定める額
 - (2) 期末手当 収支状況を考慮して理事長が定める額
 - (3) 退任慰労金 在職1か月につき報酬月額 $\frac{12}{2}$ の額
 - (4) 専務理事手当 月額20万円以内
 - (5) 常務理事手当 月額10万円以内
 - (6) 理事手当 月額10万円以内
 - (7) 住宅手当 月額10万円以内
 - (8) 通勤手当 市内交通費については全額、市外交通費については75キロメートルを最高限度として支給する。
- ② 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事長が決定する。
- (1) 報酬 別表に定める額
 - (2) 退任慰労金 在職1年につき12万5千円
- (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号の定める時期とする。

- (1) 報酬、専務理事手当、常務理事手当、理事手当及び住宅手当 支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が、休日又は土曜日の場合には、支給日を順次繰り上げて支給する。
- (2) 期末手当 支給する場合には、理事長が定める時期に支給する。
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任、死亡による退任、又は心身の故障による解任若しくは退任した後1か月以内に支給する。
- (4) 通勤手当 本人からの届出により算出した6か月の通勤定期券の額を毎年4月及び10月の報酬等の支給日に支給する。

② 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号の定める時期とする。

- (1) 報酬 毎年7月及び12月に年額の2分の1ずつ支給する。
- (2) 退任慰労金 任期の満了、辞任、死亡による退任、又は心身の故障による解任若しくは退任した後1か月以内に支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める役員旅費内規に基づいて、旅費を支給する。

② 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第7条 常勤の役員に毎月支給される報酬等の支給に関する単位期間は、月の1日より末日までとし、勤務が1か月に満たない場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 新たに常勤の役員に就任した場合は、就任の日から日割計算によって報酬及び住宅手当を支給する。
- (2) 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日まで日割計算によって報酬及び住宅手当を支給する。ただし、死亡による退任の場合には、当該月の報酬及び住宅手当を支給する。
- (3) 専務理事手当、常務理事手当及び理事手当の支給は、その職務の発令された日の属する月から支給し、その職務に従事しなくなった日の属する月の翌月から支給を停止する。
- (4) 通勤手当は、届出月から月割計算によって支給する。また、その職務に従事しなくなった日の属する月の翌月から支給を停止し、この場合も月割計算によって支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、小数点第1位を切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月24日から施行する。

別表（第4条第1項第1号、第4条第2項第1号関係）

常勤及び非常勤役員の報酬表

役職名	報酬の額
理事長、学長理事	月額 1,000,000円から1,400,000円の範囲内
常勤の理事 (副学長、附属高等学校長及び専任の職員を除く。)	月額 800,000円から1,100,000円の範囲内
常勤の監事	月額 400,000円から700,000円の範囲内
非常勤の役員	年額 1,000,000円から1,500,000円の範囲内